



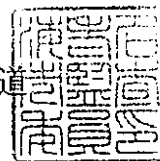
海老名市監査委員告示第 10 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、市民協働部の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告する。

平成29年7月5日

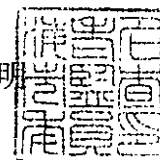
海老名市監査委員

三田 弘道



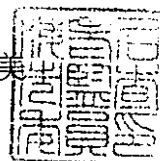
海老名市監査委員

雨宮 徳明



海老名市監査委員

倉橋 正美



定期監査結果報告書

1 監査の対象部課及び所掌事務

【市民協働部】

(1) 市民活動推進課

市民参加の推進に関する事。市民活動の支援に関する事。郷土意識の高揚に関する事。都市間交流に関する事。生涯学習に関する事。えびな市民活動センターに関する事。部の庶務及び調整に関する事。部内の事務分掌の調整に関する事。人権問題（同和関係を除く。）に関する事。男女共同参画に関する施策の総合調整に関する事。国際化に関する事。平和都市に関する事。

(2) 地域づくり課

地域自治活動の支援に関する事。市政連絡に関する事。コミュニティセンター及び文化センターに関する事。防犯対策に関する事。防犯カメラの設置及び運用に関する事。防犯灯の設置及び運用に関する事。交通安全に関する事。安全安心ステーションに関する事。広聴に関する事。市民相談に関する事。消費生活に関する事。外部労働者からの公益通報制度に関する事。自衛官募集に関する事。消費生活センターに関する事。配偶者暴力相談に関する事。市長への手紙等に関する事。

(3) 文化スポーツ課

文化振興に関する事。文化会館に関する事。スポーツ振興に関する事。スポーツ関係団体の指導助言に関する事。スポーツ施設に関する事。海老名運動公園、北部公園及び中野公園に関する事。河原口高水敷の利活用に関する事。

(4) 窓口サービス課

住民基本台帳に関する事。印鑑登録に関する事。住民実態調査に関する事。住民基本台帳カード等に関する事。個人番号の指定及び通知、個人番号カードの交付等に関する事。市民総合窓口の総合調整に関する事。特別永住者等に関する事。市県民税、固定資産税関係の証明に関する事。海老名市役所連絡所に関する事。戸籍に関する事。破産者及び犯罪人の名簿に関する事。身元照会等に関する事。人口動態調査に関する事。埋火葬及び改葬の許可に関する事。

2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

3 監査の対象期間

平成 28 年 5 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日まで

4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するととも

に、関係職員に説明を求めた。

- (1) 予算の執行・収入支出に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 財産管理に関する事務
- (4) 庶務に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務

5 監査年月日

平成 29 年 6 月 28 日

6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務、補助金交付事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、中野公園管理棟の整備に際し、当該管理棟の竣工後に付帯工事として防犯カメラの設置、既存屋外トイレの目隠しフェンスの設置、屋外ガス設備付近への立入防止フェンスの設置等の工事を随意契約により施工している。これらは、地元及び利用者からの要望により実施されたものもあるが、建設当初から施工が必要と考えられるべき工事も含まれている。

供用開始時期の関係から随意契約により施工したものであるが、計画段階で必要となる工事内容を精査していれば条件付一般競争入札による契約の締結ができたと思料されることから、予算の執行に際しては、計画的な執行に努められたい。